

香川県立丸亀城西高等学校「部活動に係る活動方針」

平成31年3月に策定された「香川県部活動ガイドライン【高等学校版】」に基づき、香川県立丸亀城西高等学校の「部活動に係る活動方針」を以下のように定める。

〈目標〉

本校教育目標に基づき、学習との両立を図りつつ、部活動を通じて互いに切磋琢磨し、自己を鍛えることのできる生徒の育成を目指す。

〈活動上の留意事項〉

- (1) 生徒や保護者が活動に見通しをもつことができるよう、適切な休養日を設定した活動計画を作成する。
- (2) 家庭学習時間を確保できるように、練習内容の工夫をするとともに、保護者に活動日・活動時間・活動場所を周知する。

〈活動時間及び休養日〉

(1) 活動時間

1日の活動時間は、原則として平日は3時間程度、学校休業日は4時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動をおこなう。

公式戦や練習試合等で1日の活動時間を超える場合は、適宜、休養日を設けるなどして生徒の健康に配慮する。

(2) 休養日

原則として週当たり1日程度の休養日を設ける。長期休業中等にある程度の休養期間を設けるなどして、年間を通して52日以上の休養日を確保する。

(3) 定期考査期間中の活動

定期考査の1週間前から考査終了日の前日までの部活動は原則としておこなわない。ただし、部顧問が保護者へ周知したうえで、練習許可願を提出した場合、短時間の活動を認めることがある。

〈安全管理〉

- (1) 部活動は部顧問の指導のもとおこなう。部顧問は事故防止に対する意識を高め、安全管理に努める。
- (2) 生徒事故等発生時は、速やかに保護者と管理職に連絡し、対応にあたる。また、養護教諭に連絡し、必要に応じて日本スポーツ振興センターに対する治療費請求手続きをおこなう。